

## (公社)千葉県労働基準協会連合会 役職員旅費規程

### (適用)

第1条 本会役職員が、会務のため旅行するときは、この規程により旅費を支給する。

### (旅費の区分)

第2条 旅費は、日当、宿泊料、鉄道運賃、航空運賃、自動車運賃の五種に区分し、別表に定める旅費額を支給する。

2 旅費は順路により計算する。但し、天変地変その他やむを得ない事由によるときは実際の経路によって計算する。

3 鉄道運賃は、普通運賃、指定席料、及び特別急行料金とし、また、業務の都合により寝台を利用する場合は寝台料金を支給する。

### (概算払い)

第3条 出張を命ぜられた場合、必要に応じ旅費額の範囲内において概算払いをすることができる。

### (例外)

第4条 本規程に定めていない事項の生じた場合は、事務局長がこれを処理するものとする。

### (附則)

本規程は、平成24年4月1日より施行する。

別 表

資 格		役 員	管理職 (課長職～)	職 員
区 分	種 別			
鉄道25km以上、 又は、5時間以 上の場合	日 当	2,600円	2,200円	1,700円
	鉄 道 運 賃	実 費	実 費	実 費
	航 空 運 賃	エコノミー	エコノミー	エコノミー
	自 動 車 運 賃	実 費	実 費	実 費
同上で宿泊を 要する場合	日 当	2,600円	2,200円	1,700円
	宿 泊 料	11,800円	9,800円	7,800円
	鉄 道 運 賃	実 費	実 費	実 費
	航 空 運 賃	エコノミー	エコノミー	エコノミー
	自 動 車 運 賃	実 費	実 費	実 費
鉄道25km未 又は、5時間未 満の場合	日 当	1,300円	1,100円	850円
	鉄 道 運 賃	実 費	実 費	実 費
	自 動 車 運 賃	実 費	実 費	実 費

付帯条件

- ① 千葉市内出張で5時間未満の場合は交通費実費を支給し、日当は支給しない。  
また、理事会、各委員会の出席旅費は、交通費実費を支給し、日当は支給しない。
- ② 役員以外の自動車運賃は、原則としてバスを利用することとし、業務の都合でタクシーを利用した場合は、その実費を支給する。